

令和元年6月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和元年6月7日（金） 午後1時30分から午後2時40分
- 2 開催場所 和水町役場 本庁3階 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（8名）

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴			
委 員	5 番	有働 憲一	6 番	石原 由紀	7 番 内田 耕臣
	8 番	金栗 孝義	10 番	亀崎世志矢	11 番 上妻美津子
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（3名）

4 番	本山 圭司	3 番	平山 正光	9 番	池田 好博
-----	-------	-----	-------	-----	-------
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（15名）

菊水中央区域	猪口 琢真	石原 武則		
菊水南区域	前淵慎一郎			
菊水東区域	川原 京一	庄山 慶司		
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信		
緑区域	竹下 周三	上妻 芳樹	牛島 繁	
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	三串 直人	柿原 学		
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（2名）

上田 憲一	渡辺 陽三
-------	-------
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
 - 6 報 告
 - 7 そ の 他
 - 8 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（2名）

事務局長	松尾 修（兼庶務係長）
参 事	西川 佳孝
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（1名）

参 事	庄山 桂太郎
-----	--------

8. 会議の概要

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。
「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から、令和元年6月 和水町農業委員会総会を開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。
総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳っております。
本日は、11名中8名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。
それでは、議事に移らせていただきます。
和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、
「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳っておりますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。
まず、「議事録署名委員の指名」を行います。
和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、
2番 甲斐会長代理 と 5番 有働 憲一 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。

議長 荒木

今回、申請番号25 は、三串 推進委員が、関与される案件です。
議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。
農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された

内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。
適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

—— 事務局が、申請番号 19～24・26・27 について説明 ——

申請番号 19 売買
申請番号 20 売買（空き家に付属した農地）
申請番号 21 売買
申請番号 22 贈与
申請番号 23 売買
申請番号 24 売買
申請番号 26 売買
申請番号 27 贈与

これらの案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。

申請番号20は、空き家に付属した農地の別段面積の1a以上で、その他の案件は、農業委員会が定める30aを上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、申請番号25を除く、議案第1号 について説明がありました。

このことについて、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

申請番号25を除く、議案第1号 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

申請番号25を除く、議案第1号 については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木

次に、申請番号25 について、審議します。

三串 推進委員、退室をお願いします。

—— 三串 推進委員、退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号 25 について説明 ——
申請番号 25 売買

案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。農業委員会が定める30aを上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。

申請番号25 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

申請番号25 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

申請番号25 については、原案のとおり決定しました。

三串 推進委員の入室を、お願いします。

—— 三串 推進委員、入室 ——

議長 荒木

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。

申請番号11 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

—— 事務局が、申請番号 11 について説明 ——

申請番号11 所有権移転（売買）・太陽光発電設備

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

譲受人は、東京に本社があり、太陽電池・電気等の事業をされている合同会社です。

太陽光発電設備のため、給水・生活雑排水・汚水は発生しません。

太陽光発電事業については、地権者と協議を重ねられ、クローバーの種子吹付けにより、土砂・雨水の流出を施工前より減少させた後、雨水は自然排水されます。

クローバーは、生育が早く、根が張るため、水脈は変更せずに、地崩れ等の災害防止になるため、植栽されるということでした。

万が一、被害が発生した場合には、事業主において責任を持って対処されるということです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和元年11月末日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、太陽光設備のため、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号11 について、5番 有働委員 の報告をお願いします。

5番 有働委員

申請番号11について、5番 有働 が報告します。

6月4日に、川原推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、県道玉名山鹿線の米川製材所から、南へ500mほど行ったところにあるぶどう畑や柿畑で、肥培管理してありました。

太陽光発電設備のため、給水・生活雑排水・汚水はありません。

地元区長から、下の方に水田があるが、大雨で水田に被害があった場合はどうするかという質問を受けましたが、クローバーの種子吹付けにより、土砂・雨水を減少させて、雨水は自然排水されとのことでした。

太陽光設備のため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

次に、申請番号12 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

申請番号12 についてです。

—— 事務局が、申請番号 12 について説明 ——

申請番号12 所有権移転（売買）・農業用倉庫

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

譲受人は、水稻・露地ナス・キウイ等を経営されています。現在、借用されている農業用倉庫の用地を買い取られ、大規模の倉庫を建築しようと思いましたが、相談ができず、申請地と隣接するガソリンスタンド跡地に、農業用倉庫用地として転用されるものです。

農業用倉庫のため、給水・生活雑排水・汚水は発生しません。

雨水は倉庫に排水升を設け、東側の既存の農業用排水路に排水されます。

また、ガソリンスタンド跡地ということで、地下に埋設してある給油タンクの処理を心配しましたが、転用者が所有者に確認されたところ、給油タンクは埋設されていないとのことでした。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第

	2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。 「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。 「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和元年12月31日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。 「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。 「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、東側に水田がありますが、倉庫の高さが4mほどで、隣の水田まで5mほど距離があるため、日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。 以上です。よろしくお願いします。
議長 荒木	続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。 申請番号12 について、柿原推進委員 の報告をお願いします。
柿原推進委員	申請番号12について、柿原 が報告します。 6月4日に、池田委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。 申請地は、県道玉名八女線の旧春富小学校から北へ900mほど行ったところにある水田で、保全管理してありました。 東側に水田がありますが、5mほど距離があるため、日照、通風など、営農上への支障はないと考えます。 審議方、よろしくお願いします。
議長 荒木	ありがとうございました。 ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。 議案第2号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。 ——— 異議なしの声 ———
議長 荒木	無いようですので、採決をします。 議案第2号にいて、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長 荒木	ありがとうございました。 議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。
議長 荒木	次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を、議題とします。 今回、申請番号110から113 は 本山委員 が関与される案件で、議事参与の制限がありますが、本日、欠席をされていますので、一括して審議します。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局 西川	議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。 各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。 「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。 借人・貸人の敬称は、略します。 ——— 事務局が、申請番号 106～132 について説明 ———
事務局 西川	以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農

業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第3号について説明がありました。
議案第3号 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第3号については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

11ページを、ご覧ください。

報告第1号 「農地法第18条（通知）」ということで、農地の賃貸借の解約の通知になります。今回、解約が5件です。

13ページを、ご覧ください。

報告第2号 「許可不要転用届」です。

また、14ページに、今回の案件の一覧表を掲載していますので、ご覧ください。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和元年6月 和水町農業委員会総会を、閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 5 番

会議録調製者 松尾 修
本誌（表紙除く） 8 頁